

# 工事現場等で新型コロナウイルス感染者等 が確認された場合の対応フロー（参考）

## ①工事現場等で感染者又は濃厚接触者等を確認

## ②受注者は関係者へ報告

- 発注者（監督職員）へ報告
- 下関保健所へ報告（保健医療政策課 ☎083-231-1530）

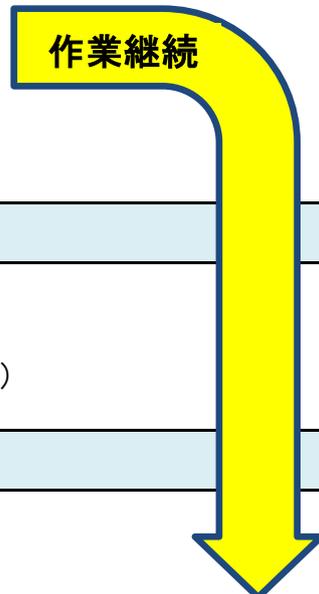
## ③関係者への報告後の対応

- 当日の現場作業を中止
- 接触した可能性がある作業員などへ自宅待機要請
- 下関保健所等からの指導事項への対応
  - ・現場事務所、休憩所等の消毒
  - ・濃厚接触者の特定
  - ・濃厚接触者の健康状態の経過観察 など
- 対応状況の発注者（監督職員）への報告
- 工事の継続又は一時中止の判断
  - ・濃厚接触者以外の者での作業継続の可否の検討

発注者との協議 作業継続／一時中止



作業継続



## ④一時中止期間中の対応

- 現場内巡視
- 連絡体制の確保
- 濃厚接触者の健康状態の経過観察（2週間程度）

## ⑤現場再開の協議

- 施工体制確保
- 上記を踏まえた発注者との協議

## ⑥作業再開

- 感染防止対策の徹底
  - ・マスクの着用、咳エチケットや手洗い・うがいの励行
  - ・アルコール消毒液の設置等
  - ・朝礼、KY活動時 ⇒ 体温測定等による健康管理  
⇒ 発熱や咳が長引く等の作業員に対する自宅待機の要請
  - ・「三つの密」の回避